0

0

				第九号		_	<i>"</i>	○道路の区域変更(三件)
紀	武	鍋	真	香川県知事			(道路保全課)	○道路の供用開始(二件)
				平成十八年三月二十四日		_	(水 産 課)	
				期日を定める規則をここに公布する。	期日を定め		にめの届出	○漁船損害等補償法の規定による付保義務の同意を求めるための
の施行	一部を改正する条例の一部の施行	正する条	部を改	及び環境関係試験検査等手数料条例の	香川県保健衛生		(畜産課)	○家畜伝染病予防法の規定による受検の命令(十一件)
				規	七		(生活衛生課)	項の畜舎、家きん舎規制地域指定)の一部改正
							9る法律第九条第一	◉昭和三十二年香川県告示第二百二十三号(化製場等に関する法律第九条第一
		訂正	目次中訂正	平成十八年三月十四日(香川県報第九千三百十九号)	○平成士		(障害福祉課)	○身体障害者福祉法の規定による事業者の指定
					六正誤		<i>"</i>	○生活保護法の規定による介護扶助担当機関の指定
					の指定		Щ (○生活保護法の規定による指定介護機関を廃止した旨の届出
	き病院	となるべ	官理者.	公職選挙法施行令の規定による病院の長が不在者投票管理者となるべき病院	○公職選		Щ (○生活保護法の規定による指定医療機関を廃止した旨の届出
				委員長専決処分事項)の一部改正	五委員長	<i>-</i>	<i>"</i>	○生活保護法の規定による医療扶助施術担当者の指定
	委員会	選挙管理	育川県	十二年香川県選挙管理委員会告示第四十二号(香川県選挙管理委員会	四 ○昭和二十三年	mi	(健康福祉総務課)	○生活保護法の規定による医療扶助担当機関の指定
				(員会生) 不	選挙管理委員会告示		(環境管理課)	
	<i>"</i>	~		○土地改良事業に係る換地処分の届出	○土地改		直の許可申請	○瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の設置の許可申請
七	<i>"</i>	~		一地改良事業の換地処分	○県営土地改良		(県民参画課)	施機関を定める法人)の一部改正
六	土地改良課)	(土地		良区の役員の就退任の届出	○土地改良区の		喪条例に規定する実	◉平成十一年香川県告示第七百十六号(香川県個人情報保護条例に規定する実
<u></u> 五	(労働政策課)	(労働		争議行為を行う旨の通知(二件)	一 ○争議行	_	(自治振興課)	○町及び字の区域に編入する旨の届出
四四	<i>"</i> •	~		大規模小売店舗立地法の規定による変更の届出	○大規模			告 示
	(経営支援課)	(経営		大規模小売店舗立地法の規定による新設の届出	一 ○大規模		(環境管理課)	一部の施行期日を定める規則
					公告		命を改正する条例の	●香川県保健衛生及び環境関係試験検査等手数料条例の一部を改正する条例の
	<i>"</i>	^						規則
	,	の一部訂正		平成十八年香川県告示第百八十三号(道路の位置指定)	0	ページ	県法規集掲載事項)	国次 (●印は、
	" ~	~ 日 日 日			7			
	築 課)	か 一部 訂 建		伐十八年季川県圭示第写八十二号(道各の立置指定)	 ○ 平 龙	3月2		
		部訂正	の 	平成十八年香川県告示第百八十一号(道路の位置指定)の一部訂正	○平成士	24日(第 23	
<u>=</u>	(河川砂防課)	(河川		(の規定により、市町水防管理団体を指定	●水防法	金曜		
<u> </u>	<i>"</i>	<u> </u>		の区域変更及び供用開始	○ 道路の	日)		

香

Ш

県

報

平成十八年三月二十四日

(第九三二三号)

Ш

県

香川県保健衛生及び環境関係試験検査等手数料条例の一部を改正する条例の一部の 施行期日を定める規則

香川県条例第六十四号)附則ただし書に規定する改正規定の施行期日は、平成十八年三月 | 事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する 一十七日とする。 香川県保健衛生及び環境関係試験検査等手数料条例の一部を改正する条例(平成十七年

告 示

●香川県告示第二百十四号

旨 の下欄に掲げる土地を当該上欄に掲げる字の区域に平成十八年三月二十五日から編入する 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、次の表 三豊市長から届出があった。

平成十八年三月二十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

三豊市三野町吉津字上条	上欄
に隣接する水路である市有地の全部内一七四の五、丙一七五の二及びこれらの四、丙一七四の五、丙一七五の二及びこれらの四、丙一七四の五、丙一七五の二及びこれらの三、丙一七〇の四、丙一七四、丙一七の三、丙一七	下
路である市有地の全部の三、丙一七五の二及びこれらの区域に隣の三、丙一七五の二及びこれらの区域に隣の三、丙一七の二及びこれらの区域に隣の三、丙一七の二次での三、丙一六七の三、丙一六七の三十字奥谷丙一六七の三	欄

●香川県告示第二百十五号

める法人)の一部を次のように改正し、平成十八年四月一日から施行する。 平成十一年香川県告示第七百十六号(香川県個人情報保護条例に規定する実施機関を定

平成十八年三月二十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

二十 香川県道路公社 十七を削り、十八から二十までを一ずつ繰り上げ、二十一の前に次のように加える。

●香川県告示第二百十六号

瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和四十八年法律第百十号) 第五条第一項の規定に基づ

> | く特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第四項の規定によりその概要を次のと おり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく

平成十八年三月二十四日

香川県知事

真

鍋

武

紀

申請の概要

(1) 申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名

大阪府吹田市山田丘3-1

財団法人阪大微生物病研究会 理事長 展 艦

(2) 事業場の所在地及び名称

観音寺市八幡町2丁目9番41号

財団法人阪大微生物病研究会観音寺研究所

3 特定施設に関する事項

	ストナー(田)等所には近	タ 、垣 秋 当山
俚规	区架田教垣来の田に戻りのり週旭段	り週間段
	(1) MF膜ろ過装置 ろ過面積3.96㎡ 1基	面積3.96 ㎡ 1基
	(2) 限外ろ過水製造装置 1	限外ろ過水製造装置 1.0 m²/h/3 kg/cm²×6 本
	1基	
	(3) UF膜ろ過装置 ろ過回	ろ過面積0.5~2.5m 5基
	(4) UF膜ろ過装置 ろ過回	ろ過面積0.5~5.0㎡ 1基
	(5) フジフィルター ろ過回	ろ過面積3~6 m 1 基
	(6) 限外ろ過水製造装置 1	限外ろ過水製造装置 1.0 m²/h/3 kg/cm²×3 本
能	1基	
	(7) UF膜ろ過装置 ろ過回	ろ過面積2 m 2 基
	(8) MF膜ろ過装置 ろ過回	ろ過面積1~6 m²(3.0 m²)
	1基	
	(9) UF膜ろ過装置 ろ過回	ろ過面積 1 ~ 6 ㎡ (1.2㎡)
	1基	
	(10) MF膜ろ過装置 ろ過回	ろ過面積1~6 m²(3.6 m²)
	1基	

香
Ш
県
報
平成十
十八年
年二
月
一十四日

るの態	#				使当	整	± H		
る汚水等 の汚染状 態	排出され								
る汚水等 の汚染状 水素イオン濃度 態	通				用時間間隔及び 1たりの 使用 時	工事元成了足平月使用開始予定年月	事着手予定年		
濃度	Ш				及び1日用 時間	年月日			
(1) (3) \sim (5)(7) \sim (14) (2)(6)(15))通		(9) 1 日/2週 (10) 1 日/週 1 I (11) 1 日/週 1 I (12)(3) 4 日/週 (14-1) 1 日/2週 (14-2) 1 日/3週	1 2 4 1	(1) 1日/週 (2) 5日/週 (3) 1日/週 (4) 2日/週	有ナロがら1月工事完了後		(14) MF膜ろ過装置(15) UF水製造装置2 基	(11) UF膜ろ過装置1基(12) MF膜ろ過装置(13) UF膜ろ過装置
$6.0 \sim 8.0$ $6.0 \sim 7.0$ $6.0 \sim 7.4$	辞	<u> </u>	1回/日 1回/日 1回/日 1回/日 週 1回/	1回/H 1回/H 1回/H 1回/H	1 回/H 1 回/H 1 回/H 1 回/H		1		
$(1) (3) \sim (5)(7) \sim (14) (2)(6)(15)$	東	<u> </u>	6時間/回 5時間/回 6時間/回 3時間/回 1時間/回	5時間/回 1時間/回 2時間/回 5時間/回	2 時間/回 5 時間/回 3 時間/回 5 時間/回			0cm g/cm²	ろ過面槓 1 ~ 6 ㎡ (1.0㎡) ろ過面積40.4㎡ 1基 ろ過面積14㎡ 1基
$6.0 \sim 8.0$ $6.0 \sim 7.0$ $6.0 \sim 7.4$	*							2 ×10本	(1.0㎡) 1 基
			₩						
能		重	排出され (1基ま						
鮱		種	排出される汚水(1 基あたり)	りん	宝 瓷	浮遊		世	生物/
能			排出される汚水等の量(1基あたり)		空素合有量	浮遊物質量		化学的酸素 要 求 量	生物化学的酸素要求量
能		種類	排出される汚水等の量(㎡/日) (1基あたり)	ん含有量 (mg/ℓ)	窒素含有量 (mg/ℓ)	浮遊物質量 (mg/ℓ)		化学的酸素 (mg/ℓ)	生物化学的 (mg/ℓ) 酸素要求量
(2) 遠心機 力 (3) 遠心機 (4) 遠心機	(1) 遠心機	類	$(1)10, (2)0.2, (4)0.5, (5)2, (7)0.1, (8) \sim (1)$ $(12)0.5, (13)1, (14)0.05, (15)1.0$		(1) (2)(6) (3)~(5)(7)~(14) (15)	浮遊物質量 (ng/ ℓ) (3)~(5)(7)~(14)	(1)	(1) 化学的酸素 (mg/ℓ) (2)(6) 要 求 量 (mg/ℓ) (3)~(5)(7)~(14)	生物化学的 (ng/ e) (2)(6) (2)(6) (3)~(5)(7)~(14)
(2) 遠心機 容量 2 L 力 (3) 遠心機 容量 3.2 L (4) 遠心機 2.0 L×6	(1) 遠心機	類		ん含有量 (mg/ℓ)	素含有量 (mg/ℓ)	(2人6) (3)~(5)(7)~(14) (15) (15) (1,0未満		(mg/ℓ)	
(2) 遠心機 力 (3) 遠心機 (4) 遠心機			$(1)10, (2)0.2, (4)0.5, (5)2, (7)0.1, (8) \sim (1)$ $(12)0.5, (13)1, (14)0.05, (15)1.0$	ん含有量 (mg/ ℓ) (2)(6) (3)~(5)(7)~(14) (1.03)	素含有量 (mg/ℓ) (2)(6) (3)~(5)(7)~(14) (15) 1.0対	$(3) \sim (5)(7) \sim (14)$ (15) 1.05	1.0	$ \begin{array}{c} (1) \\ (2)(6) \\ (3) \sim (5)(7) \sim (14) \\ (15) \\ 1. \end{array} $	$ \begin{array}{c} (1) \\ (2)(6) \\ (3) \sim (5)(7) \sim (14) \\ (15) \\ 1. \end{array} $

日 (1-1) 2 日/週 1 ~ 2 回/日 司 (1-2) 2 日/週 2 回/日 (1-3) 2 日/週 1 ~ 2 回/日 (2) 2 日/月 1 回/日 41 (3) 2 日/週 1 回/日 51 (5) 1 日/週 1 回/日 51 (5) 1 日/週 1 回/日 51 (6) ~ 8.0 (1-1) (1-3)(2)~(5) 40 (1-2) 500 (1-2) 1,200 (2) (1-2) 1,200 (2) (1-2) 3,0~(5) 160 (2) (1-2) 30 (1-1) (1-3)(3)~(5) 4 (1-1) (1-3)(3)~(5) 5 (1-1) (1-3)(3)~(5) 5 (許可後 着手日から1月	
間間隔及び1日 (1-1) 2日/週 1~2回/日 (1-2) 0 使用時間 (1-2) 2日/週 2回/日 11 (1-3) 2日/週 1~2回/日 2回/日 (1-3) 2日/週 1 回/日 4時 (2) 2日/週 1回/日 4時 (3) 2日/週 1回/日 5時 (3) 2日/週 1回/日 5時 (5) 1日/週 1回/日 5時 (5) 1日/週 1回/日 5時 (5) 1日/週 1回/日 2時 (5) 1日/週 1回/日 2時 (1-1) (1-3)(3)~(5) 40 (1-2) (1-2) (1-2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (3) (3)~(5) 40 (1-2) (2)		用開始予定年月日	工事完了後	
(1-3) 2 日/週 1 ~ 2 回/日 日 (2) 2 日/週 1 回/日 4 時 (3) 2 日/週 2 回/日 30分 (4) 4 日/週 1 回/日 5 時 (5) 1 日/週 1 回/日 5 時 (5) 1 日/週 1 回/日 5 時 (5) 1 日/週 1 回/日 2 時 (6.0~8.0 年 (1-1) (1-3)(2)~(5) 40 (1-2) (1-2) (2)	~ 4#	及び1用時	2日/週2日/週	_
項 目 通			3) 2日/週 1~2回 2日/月 1回/日 2日/週 2回/日 4日/週 1回/日 1日/週 1回/日	到/日 1回30分、40分、60分 4時間30分/回 30分/回 5時間/回 2時間/回
汚水等 水素イオン濃度 6.0~8.0 汚染状 生物化学的 (mg/ e) (1-1)(1-3)(2)~(5) 40 酸素要求量 (mg/ e) (1-2) 5000 要 求 量 (mg/ e) (1-2) 1,200 要 求 量 (mg/ e) (1-2) 1,200 (2) 70 (1-2) 30 (2) 10 (1-2) 30 (1-1)(1-3)(3)~(5) 160 (2) 30 (1-1)(1-3)(3)~(5) 4 (2) 30 (1-2) 40 (1-2) 320 (1-2) 40 (1)(2)(3, (3)(5)(5) (1)(2)(3, (3)(5)(5) (1)(3)(3)(3)(5)(5) (1)(3)(3)(3)(3)(3)(3)(3)(3)(3)(3)(3)(3)(3)	出され			曼
生物化学的 (mg/ ℓ) (1-1) (1-3)(2)~(5) 40 酸素要求量 (mg/ ℓ) (1-2) 500 理 求 量 (mg/ ℓ) (1-2) 1,200 浮遊物質量 (mg/ ℓ) (1-2) 1,200 (2) 70 (2) 70 (2) 70 (2) 70 (2) (2) 70 (2) (2) 70	汚水等	水素イオン濃度	6.0~8.0	
$(1-1) (1-3)(3) \sim (5) \qquad 20$ $(1-2) \qquad 1,200$ $(2) \qquad 70$ $(1-1) (1-3)(3) \sim (5) \qquad 160$ $(1-2) \qquad 30$ $(2) \qquad 10$ $(1-1) (1-3)(3) \sim (5) \qquad 4$ $(1-2) \qquad 30$ $(2) \qquad 30$ $(2) \qquad 2$ $(1-1) (1-3)(3) \sim (5) \qquad 10$ $(1-2) \qquad 320$ $(1-2) \qquad 320$ $(1-2) \qquad 320$ $(1) (2) 0.3, (3) 0.12, \qquad 40$ $(1) (2) 0.3, (3) 0.55$)汚染状	生物化学的 (mg/ ℓ) 酸素要求量	$(1-3)(2)\sim(5)$	$(1-1) (1-3)(2) \sim (5)$ $(1-2)$
$(1-1) (1-3) (3) \sim (5) \qquad 160$ $(1-2) \qquad 30$ $(2) \qquad 10$ $(1-1) (1-3) (3) \sim (5) \qquad 4$ $(1-2) \qquad 30$ $(2) \qquad 30$ $(2) \qquad 30$ $(1-2) \qquad 30$ $(1-2) \qquad 30$ $(1-2) \qquad 30$ $(1-2) \qquad 320$ $(1-2) \qquad 320$ $(1) (2) 0.3, (3) 0.12, \qquad 40$ $(1) (2) 0.3, (5) 0.5$		学的 将	$(1-3)(3) \sim (5)$	$(1-1) (1-3)(3) \sim (5)$ $(1-2)$ (2)
$(1-1) (1-3) (3) \sim (5) \qquad 4$ $(1-2) \qquad 30$ $(2) \qquad 2$ $(1-1) (1-3) (3) \sim (5) \qquad 10$ $(1-2) \qquad 320$ $(2) \qquad 40$ $(1) (2) 0.3, (3) 0.12, \qquad 4$ $(4) 0.03, (5) 0.5$		浮遊物質量 (mg/ℓ)	$(1-3)(3)\sim(5)$	$(1-1) (1-3)(3) \sim (5)$ $(1-2)$ (2)
$\begin{array}{cccccccccccccccccccccccccccccccccccc$		窒素含有量 (mg/ℓ)	$(1-3)(3)\sim(5)$	$(1-1) (1-3)(3) \sim (5)$ (1-2) (2)
(1)(2)0.3, (3)0.12, (4)0.03, (5)0.5		りん含有量 (mg/ℓ)	$(1-3)(3)\sim(5)$	$(1-1) (1-3)(3) \sim (5)$ (1-2) (2)
	排出され (1基あ	る汚水等の量(m³/日) たり)	1 / 1	(1)(2)1.0, (4)0.5, (5

を移設する

- 汚水等の処理施設に関する事項 変更無し。
- 排出水の汚染状態及び量

変更無し。

(備考) 今回の申請は、特定施設の設置及び一部既設特定施設の移設をするものであ なお、雨水排水口を3箇所増設する。 る。なお、一部既設特定施設を廃止するため、排出水の汚染状態及び量並びに

縦覧の期間及び場所

汚濁負荷量に変更はない。

平成18年3月24日から同年4月14日まで

香川県環境森林部環境管理課

観音寺市市民部生活環境課

川県告示第二百十七号

医療を担当させる機関を次のとおり指定した。 **- 活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のた**

平成十八年三月二十四日

平成一八、一、一	平成一八、一、一	平成一八、一、一	平成一八、一、一	指定年月日	
財田診療所三豊市国民健康保険	志々島診療所三豊市国民健康保険	三豊市立永康病院	三豊市立西香川病院	名称	禾
三豊市財田町財田上二一四一番地	三豊市詫間町志々島三八一番地	三豊市詫間町詫間一二九八番地二	三豊市高瀬町比地中二九八六番地三	所在地	香川県知事 真 鍋 武 紀

また、一部既設特定施設(医薬品製造業の用に供するろ過施設8基、分離施設4基)

香	
[]	
県	
報	

平成十八年三月二十四日

観音寺市観音寺町甲三一三〇番地一	塩田歯科医院	平成一八、二、三
観音寺市大野原町中姫二○四○番地一	小川歯科医院	平成一八、一、一
仲多度郡琴平町二八七番地	真鍋歯科医院	平成一八、一、一六

●香川県告示第二百十八号

九条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる者を次のとおり指定した。 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条において準用する同法第四十

平成十八年三月二十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

術者施術者の所在地施設の名称	
術者の所在地	
施設の名称	

●香川県告示第二百十九号

療機関から当該医療機関を廃止した旨の届出があった。 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、次の指定医

平成十八年三月二十四日

		香川県知事 真 鍋 武 紀
廃止年月日	名称	所在地
平成一八、一、九	香川病院香川町国民健康保険	高松市香川町浅野一二六〇番地
平成一七、一二、三	永野耳鼻咽喉科医院	坂出市京町二丁目四番三九号
平成一七、一二、三二	松井医院	坂出市文京町一丁目二番八号
平成一七、一二、三二	高瀬町立西香川病院	三豊市高瀬町比地中二九八六番地三
平成一七、一二、三一	険永康病院 詫間町立国民健康保	二豊市詫間町詫間一三八一番地

	+	-		
平成一八、一、三一	平成一七、一二、三一	平成一七、一二、三一	平成一七、一二、三一	平成一七、一二、三一
塩田歯科医院	小川歯科医院	真鍋歯科医院	直営財田診療所財田町国民健康保険	志々島診療所
観音寺市観音寺町甲一一七五番地	観音寺市大野原町中姫二○四○番地一	仲多度郡琴平町二八七番地	三豊市財田町財田上二一四一番地	三豊市詫間町志々島三八一番地

●香川県告示第二百二十号

があった。 同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から当該介護機関を廃止した旨の届出 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第四項において準用する

平成十八年三月二十四日

事業所	
(施 設)	
の	
の 事業者(開設者)	香川県知事
:者	真
-	鍋
	武
İ	紀
	I

平成一七、一二、三一	平成一八、一、九	平成一八、一、九	廃止年月日
一 中姫二○四○番地 小川歯科医院	一二六○番地 高松市香川町浅野 降香川病院 香川町国民健康保	名二〇八一番地 高松市国分寺町新 こくぶんじ荘 で護老人保健施設	名称及び所在地事業所(施設)の
一 中姫二○四○番地 小川延知子	三上一八六五番地一高松市香川町川東	居一二九八番地高松市国分寺町新国分寺町	事務所の所在地の名称及び主たる事業者 (開設者)
居宅療養管理指導	居宅療養管理指導	介護老人保健施設ョン 通所リハビリテーシ短期入所療養介護	サービスの種類

Ш

県

報

_
第
凣
$\stackrel{-}{=}$
=
号
_

		平成一七、一二、三一		平成一七、一二、三一		平成一七、一二、三二	平成一八、
		七、		一 七、		七、	八、
				<u> </u>			1 , 111
		<u>=</u>		Ξ		= -	1 1
	四.	三豊市財田 険直営財田 財田町国民	一三八一番地	保険永康病院詫間町立国民	中二九八六番地三三豊市高瀬町出地	百 西	甲一一七五番地 觀音寺市観音寺町
	番地		地能	病院健康	番地地		番音院 地 野
		上二一七一番地 三豊市財田町財田町	二三八番地	三豊市詫間町詫間詫間町	間二三七三番地	. 豊瀬	甲一一七五番地観音寺市観音寺町塩田聖子
			介護療養型医療施設介護療養型医療施設	訪訪問問		介護療養型	
		理指導	医療施設	リハビリテーシー		医療施設	理指導
	जर्र		77		ज्रहे		77
	平成一		平成		平成一		平成一
	平成一八、		平成一七、		平成一八、		平成一八、
	平成一八、一、一		平成一七、一二、三〇		平成一八、一、一		平成一八、一、一、一
観音	一	坂ル	一二、三〇一宗	上二典			-, -
観音寺市大野原町	小川歯科	一一三 坂出市谷町一―四 ルチン疱院	一二、三〇 宗教法	一 市 四 財	平成一八、一、一 三豊市国民健康保		平成一八、一、一 三豊市記間町詫間 三豊市立永康病院
音寺市大野原町 観	小川歯科医院	一三 田市谷町一―四 町	「二、三○ 宗教法人カトリット」 ク聖ドミニコ宣教 「二、三○ 宗教法人カトリット」	一四一番地 甲二〇			一二九八番地二 甲二〇二十、一 三豊市立永康病院 三豊市
音寺市大野原町	小川歯科医院 小川員弘	一三 出市谷町一―四	を道女会坂出聖マ 修道女会 の聖ドミニコ宣教 ク聖ドミニコーニ、三〇 宗教法人カトリッ 宗教法人カト	一四一番地 甲二〇一番地一	険財田診療所 三豊市国民健康保 三		一二九八番地二 甲二二九八番地二 三豊市立永康病院 三
音寺市大野原町 観音寺市大	小川歯科医院 小川員弘	一三	を道女会坂出聖マ 修道女会 の聖ドミニコ宣教 ク聖ドミニコーニ、三〇 宗教法人カトリッ 宗教法人カト	一四一番地 甲二〇一番地一		介護療養型医療施短期入所療養介護	一二九八番地二 甲二〇一番地一 ョン 三豊市詫間町詫間 三豊市豊中町本山 訪問リハビリテー、 二豊市立永康病院 三豊市

●香川県告示第二百二十一号

を次のとおり指定した。 護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当させる機関 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、 · 介

平成一八、二、

甲三一三〇番地一観音寺市観音寺町観田歯科医院

甲三一三〇番地一塩田聖子

居宅療養管理指導

中姫二〇四〇番地

中姫二〇四〇番地

平成十八年三月二十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

	平成一八、一、一	指定年月日
中二九八六番地三三豊市高瀬町比地院	三豊市立西香川病	名称及び所在地事業所(施設)の
甲二〇一番地一	三豊市	事務所の所在地の名称及び主たる事業者(開設者)
	介護療養型医療施設	サービスの種類
		b,
番 号 形		平成十八年三平成十八年三
所 在 産		月二十四日事業者を次の

●香川県告示第二百二十二号

者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十七条の四第一項の規定によ で支援事業者を次のとおり指定した。

所 在 地 所 在 地主たる事務所の 申請者の名称及び 指定年月日

真 鍋 武 紀

香川県知事

サービスの種類

六

○ アイリスケアセン 株式会社ニチイ学 平成十八年	
一三	二 実施する区域
	香川県全域
淮	三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
●香川県告示第二百二十三号	1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛で、家畜共進会等家畜を集合
昭和三十二年香川県告示第二百二十三号(化製場等に関する法律第九条第一項の畜舎、	させる催物に出品しようとする雌牛
家きん舎規制地域指定)の一部を次のように改正し、平成十八年三月二十一日から適用す	2 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛で、家畜共進会等家畜を集合
ි	させる催物に出品しようとする雌牛
平成十八年三月二十四日	3 種付の用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛
香川県知事 真 鍋 武 紀	四 実施の期日
観音寺市の項を次のように改める。	平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日まで
観音寺市	五 検査の方法
茂西町、上市町、川原町、有明町、明星町、殿町、中央町、柳町、青柳町、三架橋通、	凝集反応検査及び臨床検査を実施する。
駅通町、栄町、七間橋町、中洲町、中新町、若宮町、春日町、大和町、上若町、蛭子町、	●香川県告示第二百二十五号
仮屋町、加茂田町、元町、港町、琴浜町、幸町、南町(字下津の区域を除く。)	家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第五条第一項の規定により、家畜
豊浜町姫浜のうち南、北原、須賀、東浜	の所有者は家畜について検査を受けることを次のとおり命ずる。
豊浜町和田浜のうち本町、中之町、東町、港町	平成十八年三月二十四日
東かがわ市の項の次に次の一項を加える。	香川県知事 真 鍋 武 紀
二豊市	一実施の目的
仁尾町仁尾のうち中津賀、宿入、矢田、道場前、境目、山下、中の丁、新道、樋の口、	結核病の発生予防のため
南、宮の端、大北	二 実施する区域
仁尾町の項を削る。	香川県全域
内海町の項中「内海町」を「小豆島町」に改める。	三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
●香川県告示第二百二十四号	1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛で、家畜共進会等家畜を集合
家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第五条第一項の規定により、家畜	させる催物に出品しようとする雌牛
の所有者は家畜について検査を受けることを次のとおり命ずる。	2 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛で、家畜共進会等家畜を集合
平成十八年三月二十四日	させる催物に出品しようとする雌牛
香川県知事 真 鍋 武 紀	3 種付の用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛

Ш

県

報

平成十八年三月二十四日

(第九三二二号)

七

Ш

(第九三二三号)

家畜受精卵の採取の用に供する雌牛

四 実施の期日

平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日まで

Ŧi. 検査の方法

ツベルクリン皮内反応法及び臨床検査を実施する。

●香川県告示第二百二十六号

の所有者は家畜について検査を受けることを次のとおり命ずる。 家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第五条第一項の規定により、 家畜

平成十八年三月二十四日

香川県知事 真 鍋 武

紀

実施の目的

ヨーネ病の発生予防のため

実施する区域

市 三の1、2及び3にあっては高松市(国分寺町を除く区域に限る)、坂出市、 三豊市、三木町、 土庄町及び綾川町並びに三の4、5及び6にあっては香川県全域 善通寺

実施の対象となる家畜の種類及び範囲

1 搾乳の用に供し、 又は供する目的で飼育している雌牛

2 種付の用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛

3 前二号の牛と同 一施設内で飼育している牛

4 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛で、家畜共進会等家畜を集合

させる催物に出品しようとする雌牛

5 発生地域から搾乳に供する目的で導入する牛

家畜受精卵の採取の用に供する雌牛

四 実施の期日

平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日まで

Ŧi. 検査の方法

酵素免疫測定法による検査及び臨床検査を実施する。

●香川県告示第二百二十七号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第五条第一項の規定により、家畜

の所有者は家畜について検査を受けることを次のとおり命ずる。

平成十八年三月二十四日

香川県知事 真

鍋

武

紀

実施の目的

馬伝染性貧血の発生予防のため

実施する区域

香川県全域

実施の対象となる家畜の種類及び範囲

競走又は競技に出場する馬及び乗用、 農耕用又は愛がん用の目的で飼育している馬

四 実施の期日

平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日まで

検査の方法

Ŧi.

寒天ゲル内沈降反応検査及び臨床検査を実施する

●香川県告示第二百二十八号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第五条第一項の規定により、

家畜

の所有者は家畜について検査を受けることを次のとおり命ずる。

平成十八年三月二十四日

実施の目的

香川県知事

真

鍋

武

紀

ニューカッスル病の発生予防のため

実施する区域

香川県全域

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

種鶏、種鶏候補鶏及び同 施設内で飼育している鶏

四 実施の期日

平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日まで

Ŧi. 検査の方法

ニューカッスル病ウイルス赤血球凝集抑制反応検査及び臨床検査を実施する。

●香川県告示第二百二十九号

<i>Ŧ</i> i.	四	Ξ Ξ		0		四三二	<u> </u>
	実施の期日	実 香 実	腐蛆病の発生予防のため 香川県知事 真 鍋 武 紀	ずる。 ずる。	香 急 検 変 変 が が が が が が が が り り り り り り り り り り	実施の期日 電鶏、種鶏候補鶏及び同一施設内で飼育している鶏 下の対象となる家畜の種類及び範囲 実施する区域 実施する区域 実施の対象となる家畜の種類及び範囲	実施の目的 香川県知事 真 鍋 武 紀 平成十八年三月二十四日 香川県知事 真 鍋 武 紀 所有者は家畜について検査を受けることを次のとおり命ずる。
平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日まで四年施の期日種鶏、種鶏候補鶏及び同一施設内で飼育している鶏	対象景全域	二 実施する区域呼吸器性マイコプラズマ病の発生予防のため 実施の目的	平成十八年三月二十四日 平成十八年三月二十四日 でがあることを次のとおり命ずる。	家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第五条第一項の規定により、家畜●香川県告示第二百三十二号臨床検査及び血清学的検査を実施する。		三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 香川県全域 再線でする区域 アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病、牛流行熱及びブルータングの発生予察のため 実施の目的	香川県知事 真 鍋 武 紀の所有者は家畜について検査を受けることを次のとおり命ずる。 の所有者は家畜について検査を受けることを次のとおり命ずる。 ●香川県告示第二百三十一号

Ш

県

報

平成十八年三月二十四日

(第九三二三号)

九

(第九三二三号)

Ŧi. 検査の方法

急速凝集反応法及び臨床検査を実施する

●香川県告示第二百三十三号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第五条第一項の規定により、家畜

の所有者は当該死体について検査を受けることを次のとおり命ずる。

平成十八年三月二十四日

香川県知事 真 鍋 武

紀

実施の目的

伝達性海綿状脳症の発生の状況及び動向を把握するため

実施する区域

実施の対象となる家畜の種類及び範囲

二十四ヶ月齢以上で死亡した牛のうち、牛海綿状脳症対策特別措置法第6条第1項に

基づく届出の対象になる牛。ただし、同法同条第2項ただし書きに該当する場合を除く

四 実施の期日

平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日まで

Ŧi. 検査の方法

酵素免疫測定法による検査を実施する。

●香川県告示第二百三十四号

家畜伝染病予防法 (昭和二十六年法律第百六十六号)第五条第一項の規定により、家畜

の所有者は家畜について検査を受けることを次のとおり命ずる。

平成十八年三月二十四日

香川県知事 真 鍋 武

紀

実施の目的

その他の監視伝染病の発生予防のため

実施する区域

香川県全域

三

知事が検査を必要と認める家畜

実施の対象となる家畜の種類及び範囲

四 実施の期日

平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日まで

Ŧi. 検査の方法

通常行う方法による検査を実施する。

●香川県告示第二百三十五号

漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十二条第一項の規定による同意を 漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一項の規定により、

求めるため次のとおり届出があった。

その指定漁船調書を平成十八年三月二十四日から平成十八年四月七日まで多度津町高見

漁業協同組合において縦覧に供する。

平成十八年三月二十四日

発起人の住所及び氏名

香川県知事

真

鍋

武

紀

仲多度郡多度津町高見 一五七九番地

小野

和則 茂

仲多度郡多度津町高見 一八七一番地

仲多度郡多度津町高見 一六五七番地二二

加入区の名称

高見加入区

三 漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称

多度津町高見漁業協同組合

●香川県告示第二百三十六号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき次のように道路

の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十八年三月二十四日から同年

平成十八年三月二十四日

四月十四日まで一般の縦覧に供する。

県道 (一般) 香川県知事

真

鍋

武

紀

路 線 丸亀停車場線(二百四号)

道路の種類

0

一 道路の区域

丸亀市柞原町四二一番丸亀市柞原町四二四番	区
番一地先まで	間
一	(メートル)敷地の幅員
六八	(メートル)
一部 一部 一部 で変更 で変更 の	備考

四 供用開始の期日 平成十八年三月二十四日

●香川県告示第二百三十七号

四月十四日まで一般の縦覧に供する。その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十八年三月二十四日から同年

平成十八年三月二十四日

香川県知事 真 鍋 武

紀

道路の種類 県道(主要地方道)

一路線名 岡田善通寺線(四十七号)

一 道路の区域

大亀市綾歌町岡田西字 大亀市綾歌町岡田西字	区
田西字向王子二〇一五番五田西字重光一二六七番三地	間
	(メートル)敷地の幅員
二六八	(メートル) 長
一部 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本	備考

●香川県告示第二百三十八号

のように変更し、同項の規定に基づき告示する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次

|引一国目 ミッダ1 | 浸)逆記に表する。 |その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十八年三月二十四日から同年

四月十四日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年三月二十四日

------1

香川県知事

真

鍋

武

紀

道路の種類 県道 (一般)

一路線名 まんのう善通寺線 (二百号)

道路の区域

#一七一四番一地先まで 後 - 二二二 仲多度郡まんのう町東高篠字上田 一〇・〇	所一一○一番一地先から 二四・○ 二一二一仲多度郡まんのう町四条字下村下 前 ~ 二一二二	区 間 前後別 (メートル) (メートル) 変 更 敷地の幅員 延 長
<u> </u>	<u> </u>	トル 長
	道拡幅 事に伴う現 道路改修工	備考

|●香川県告示第二百三十九号

のように変更し、同項の規定に基づき告示する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次

四月十四日まで一般の縦覧に供する。 その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十八年三月二十四日から同年

平成十八年三月二十四日

道路の種類 県道 (一般)

香川県知事

真

鍋

武

紀

一路線名原田琴平線(二百六号)

三 道路の区域

四

供用開始の期日

平成十八年三月二十四日

香

Ш

県

報

平成十八年三月二十四日

(第九三二三号)

●香川県告示第二百四十号

のように変更し、同項の規定に基づき告示する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次

九 五

四月十四日まで一般の縦覧に供する。 その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十八年三月二十四日から同年

平成十八年三月二十四日

香川県知事 真 鍋 武

紀

道路の種類 県道 (一般)

路 線 名 津田引田線(百二十二号)

道路の区域

東かがわ市横内一八五番一 東かがわ市三本松八○四番	がわ市三	対の方法
八五番一地先か八五番一地先か	本松八○四番二地先	肾 間
Ħ	Í	前変後別 更
四 四 5 九 · 五	一 五 · 三 ○	(メートル)敷地の幅員
七九三	七〇八	(メートル) 長
	件では、一件では、一件では、一件では、一件では、一件では、一件では、一件では、一	前
	物に	

の供用を開始するので、同条第一項及び第二項の規定に基づき告示する。 の部分 |域を次

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において平成十八年三月二十四日から三週間

般の縦覧に供する。

平成十八年三月二十四日

香川県知事

真

鍋

武

紀

道路の種類 路線名 県道 (一般) 大見吉津仁尾線 (二二〇号)

道路の区域

	前		前変 後 別更
三六番地先まで三六番地先まで三世市三野町下高瀬字手石場二九三七番三八地先から三豊市三野町下高瀬字手石場二九三豊市三野町下高瀬字手石場二九三豊市三野町下高瀬字手石場二九	三番九八地先まで三豊市三野町下高瀬字長坂三一一地先から	三地先まで三豊市三野町大見字荒甲七三〇番三番七地先から三豊市三野町下高瀬字長坂三一五三豊市三野町下高瀬字長坂三一五	区間
石場二九九	坂 二番八四 一 一 四	七三〇番 五	jej
<u>-</u> -	三 5 五	一 八	(メートル)敷地の幅員
五五五	三七五	一 五 一 七	(メートル)
市道へ 不用物件	高速道へ		備考

四 供用開始の期日 平成十八年三月 一十四日

●香川県告示第二百四十二号

体に指定する。 水防法 (昭和二十四年法律第百九十三号)第四条の規定により、 次の市町を水防管理団

防管理団体を指定)は平成十八年三月二十三日日限り廃止する。 団体を指定) なお、昭和二十七年香川県告示第五百五十七号(水防法の規定により、 及び昭和三十三年香川県告示第三百十九号(水防法の規定により、 市町村水防管理 市町村水

平成十八年三月二十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定する水防管理団体

高松市 綾歌郡綾川町 小豆郡土庄町 丸亀市 仲多度郡琴平町 小豆郡小豆島町 坂出市 善通寺市 仲多度郡多度津町 木田郡三木町 観音寺市 香川郡直島町 さぬき市 仲多度郡まんのう町 東かがわ市 綾歌郡宇多津町 三豊市

●香川県告示第二百四十三号

平成十八年香川県告示第百八十一号 平成十八年三月二十四日 (道路の位置指定)の一部を次のように訂正する。

香川県知事 真 鍋 武 紀

> 定を次のように変更して」を 「昭和五十四年六月一日指道第十号 「道路の位置を次のように」に改める (香川県告示第一三六号)で行っ た道路の位置の指

●香川県告示第二百四十四号

平成十八年香川県告示第百八十二 平成十八年三月二十四日 号 (道路の位置指定) <u>の</u> 部を次のように訂正する。

香川県知事 真 鍋 武

紀

定を次のように変更して」を 「昭和五十四年六月一日指道第十号 「道路の位置を次のように」に改める。 (香川県告示第一三六号)で行った道路の位置の指

●香川県告示第二百四十五号

平成十八年香川県告示第百八十三号 (道路の位置指定) の一部を次のように訂正する。

平成十八年三月二十四日

定を次のように変更して」を 「昭和五十四年六月一日指道第十号 「道路の位置を次のように」 (香川県告示第一三六号)で行った道路の位置の指 に改める。

香川県知事

真

武

紀

公 告

●香川県公告第百六十七号

0) の規定により、大規模小売店舗の新設の届出があったので、 とおり公告する。 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第五条第一項 同条第三項の規定により、

次

平成十八年三月二十四日

香川県知事 真 鍋 武

紀

届出の概要

- 1 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所 高松丸亀町壱番街株式会社 高松市丸亀町一三番地二
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地

高松丸亀町商店街A街区市街地再開発ビル 松市丸亀町一番地一ほか

- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所
- 合資会社野田屋電機 高松市丸亀町一番地の三

香

Ш

Ш

県

株式会社つねや 有限会社百足屋 高松市丸亀町一番地 高松市丸亀町九番地

有限会社アイ・アイイスズ 高松市伏石町七五番地

株式会社三越 東京都中央区日本橋室町一丁目四番一号

株式会社かねすえ 高松市扇町一丁目二四番三六号

有限会社小西商会 高松市丸亀町一五番地四

株式会社ヤノインテリア 高松市丸亀町一番地の九

デザートディッシュアンドカンパニー 株式会社レプハウス
東京都世田谷区若林二丁目三八番一一号 高松市兵庫町一一番地五

羅紗屋 高松市高松町二〇九八番地二

株式会社紀伊国屋書店 東京都渋谷区東三丁目一三番一一号

4 大規模小売店舗の新設をする日

平成十八年十一月十六日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

八二三平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の収容台数

九五台

 (\Box) 駐輪場の収容台数

四三二台

荷さばき施設の面積

一五六・七四平方メートル

廃棄物等の保管施設の容量

(四)

四四・九八立方メートル

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前十時

閉店時刻

午後九時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前九時三十分から午後九時三十分まで

駐車場の自動車の出入口の数

 (Ξ)

<u>(四</u>) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前九時から午後九時まで

届出年月日

平成十八年三月十五日

届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

三

1 縦覧場所

香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業部商工労政課

2

縦覧期間

平成十八年三月二十四日(金曜日)から同年七月二十四日

(月曜日) まで

兀

意見書の提出

法第八条第二項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周

提出先に提出することができる。

を記載した書面を本日から四月以内(平成十八年七月二十四日

(月曜日) まで) に次の

次の項目

辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、

援課及び高松市産業部商工労政課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。 なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支

記載すべき項目

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

事業者にあっては、その事業の種類及び沿革

意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地

意見の内容

2 提出先

郵便番号七六○—八五七○ 高松市番町四丁目一番一○号

香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

●香川県公告第百六十八号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)附則第五条第

三項の規定により、次のとおり公告する。 項の規定による変更の届出があったので、 2 1 2 4 3 1 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間 届出年月日 平成十八年三月二十四日 平成十八年三月十三日 届出の概要 (\Box) 縦覧場所 前川 届出者の氏名又は名称及び住所 平成十八年三月二十四日(金曜日)から同年七月二十四日(月曜日)まで 縦覧期間 香川県商工労働部経営支援課及び宇多津町産業振興課 平成十八年三月二十三日 変更年月日 変更しようとする事項 ワンダーグー宇多津店 大規模小売店舗の名称及び所在地 中山喜久美 須崎多美子 前川博美 前川國男 変更前 変更後 変更前 来客が駐車場を利用することができる時間帯 変更後 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻 午前九時四十五分から午後八時十五分まで 午前一時 午後八時 午前九時三十分から午前一時三十分まで 神奈川県逗子市池子三丁目七番二号 坂出市元町二丁目六番九号 丸亀市本町一三一番地 坂出市元町三丁目二番二〇号 坂出市富士見町二丁目一番五八号 綾歌郡宇多津町浜三番丁二一番地二ほか 法第六条第三項において準用する法第五条第 香川県知事 真 鍋 武 紀 四 三 成十八年三月十六日通知があった。 医療生活協同組合職員労働組合執行委員長山下功子から次のとおり争議行為を行う旨、平 ●香川県公告第百六十九号 2 援課及び宇多津町産業振興課において当該公告の日から一月間縦覧に供する 提出先に提出することができる。 を記載した書面を本日から四月以内(平成十八年七月二十四日(月曜日)まで)に次の 辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目 者に対する争議 労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)第三十七条第一項の規定により、香川 日時 場所 平成十八年三月二十七日午前零時以降、要求実現までの間 平成十八年春闘要求の完全獲得を目的として、労働組合のその相手方である院所開設 事 平成十八年三月二十四日 なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支 法第八条第二項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周 意見書の提出 高松平和病院 香川医療生活協同組合 記載すべき項目 提出先 香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ 郵便番号七六〇—八五七〇 件 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 意見の内容 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地 事業者にあっては、 その事業の種類及び沿革 高松市番町四丁目一番一〇号 高松市栗林町一丁目三—二四 高松市栗林町一丁目三—二四 香川県知事 真 鍋 武 紀

香

Ш

県

報

平成十八年三月二十四日

(第九三二三号)

<u>五</u>.

Ш

県

ᅩ	
ハ	

"	小江九七三番地	"	逸	田仙	濱	"	高松市木太町七区四六六四番地	高松協同病院
"	馬越乙一七九番地	"	司 ″	皓	今 上	"		香川勤労者医療福祉会
"	甲三二四二番地二	"	義 ″	正	事濱	監		三場所
"	小部甲三六五番地五	"	<u>"</u>	木謙	椎	"	呼、要求実現までの間	平成十八年三月二十八日午前零時以降、
"	大部甲二三三番地	"	火 ″	口泰久	山	"		二 日 時
"	豊島唐櫃一○○三番地	"	大	崎利	岡	"		者に対する争議
"	豊島家浦八二八番地一	"	我	田 忠義	藤田	院所開設	旳として、労働組合のその相手方である院所開設	平成十八年春闘要求の完全獲得を目的として、
"	見目甲一七二六番地三	"	助	誠	藤本	"		事件
"	屋形崎甲八〇八番地五	"	愛	武慶	港	紀	香川県知事 真 鍋 武	
"	黒岩三八八番地一	"	環	Trim;	泉	"		平成十八年三月二十四日
"	肥土山甲一九八三番地一	"	大	々木哲夫	佐	"		成十八年三月十七日通知があった。
"	伊喜末一一六番地二	"	1	中 紀仁	濵中	う旨、平/	¥山田理江から次のとおり争議行為を行	勤労者医療福祉会職員労働組合執行委員長山田理江から次のとおり争議行為を行う旨、
"	滝宮甲九七六番地	"	大	上 幹夫	森上	り、香川〃	一十五号)第三十七条第一項の規定により、	労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)
"	淵崎甲八三一番地	"	製	井 義數	石	"		●香川県公告第百七十号
"	上庄三三四番地	"	典	久 嘉典	谷久	"	救急患者及び入院患者・入所者の保安に必要な要員は除く。	ただし、救急患者及び入院患者・入所
"	甲四五一八番地三	"	太 "	木 康宏	畝木	"		争議行為。
平成一八、三、四	小豆郡土庄町甲三五六番地	显郡土 庄	一尘	本宗	事洲	ゆる形の理	部分的な業務の停止をはじめとするあらゆる形	前記の場所における、全体的または部分的
说 住全 月	戸	ſ	1		類			四 争議行為の概要
垦 壬 手 目	'n	È			員の	役	善通寺市上吉田町六—八—九	ヘルパーステーション「ほがらか」
				した役員	退任し	_	高松市栗林町一丁目三—二四	ヘルパーステーション「虹の里」
真 鍋 武 紀	香川県知事						高松市栗林町一丁目三—二四	老人介護支援センター「ほのぼの」
		日	月二十二	平成十八年三月二十四日	平成十		木田郡三木町氷上一一二——	訪問看護ステーション「みき」
り届出があった。	土庄町土地改良区から役員の退任及び就任について次のとおり届出があった。	貝の退任	から役	改良区,	庄町土地	+	善通寺市上吉田町六—八—九	訪問看護ステーション「ほがらか」
十六項の規定により、小豆郡	(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、	四年法律	型二士	_	土地改良法		高松市栗林町一丁目八—八	訪問看護ステーション「ひまわり」
		亏	T+	告第百-	香川県公告第百七十一号	•	高松市栗林町一丁目三—二四	老人保健施設「虹の里」
岁員は除く。	者・入所者の保安に必要な要員は除く。	救急患者及び入院患者	忠者及び	、救急	ただし、		丸亀市川西町北一三五七―四	コープ歯科まるがめ
				٥	争議行為。		高松市栗林町一丁目三—二四	生協へいわ歯科
全体的または部分的な業務の停止をはじめとするあらゆる形の	または部分的な業務の停止な		がける、	前記の場所における、	前記の		木田郡三木町氷上一一二——	生協みき診療所
			安	争議行為の概要		四	善通寺市上吉田町六—八—九	善通寺診療所

役員の 四条第三項の規定により、奥谷地区共同施行から平成十八年三月一日土地改良事業(非 成十八年三月十六日県営農村振興総合整備事業(田園居住空間整備)牛川地区(第一工区) 監 理 の換地処分をした。 種 ■香川県公告第百七十三号 ●香川県公告第百七十二号 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条において準用する同法第五 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、平 就任した役員 平成十八年三月二十四日 事 事 類 今上 橋本 藤崎 藤田 藤本 三宅 佐伯 藤原 濵中 川本 谷久 氏 皓司 仙逸 正義 政信 博行 盛清 嘉典 康宏 宗 忠義 弘貴 義數 名 小豆郡土庄町甲三五六番地 住 馬越乙一七九番地 甲三二四二番地二 豊島唐櫃一五五六番地四 豊島家浦八二八番地 見目甲一七二六番地三 馬越甲八六六番地四 肥土山甲二一一一番地 笠滝甲三二四番地 伊喜末一一六番地一 長浜甲二五六五番地 淵崎甲八三一番地 上庄三三四番地 甲四五一八番地三 小江九七三番地 小部甲三四〇番地 大部甲二六三番地 香川県知事 所 真 鍋 平成一八、三、五 武 就任年月日 紀 処分事項)の一部を次のように改正する。 平成十八年三月十四日 平成十八年三月二十四日 平成十八年三月二十四日 平成十八年三月二十四日 正

助土地改良事業奥谷地区)の換地処分をした旨届出があった。

選挙管理委員会告示

香川県知事

真

鍋

武

紀

■香川県選挙管理委員会告示第五十三号

昭和二十三年香川県選挙管理委員会告示第四十二号 (香川県選挙管理委員会委員長専決

香川県選挙管理委員会委員長 竹

克

号とし、第十八号を第十六号とし、第十九号を第十七号とする。 選出議員又は参議院比例代表選出議員」に改め、同号を第十四号とし、 第十四号及び第十五号を削り、第十六号中「全国選出参議院議員」を 第十七号を第十五 「衆議院比例代表

●香川県選挙管理委員会告示第五十四号

の規定により、病院の長が不在者投票管理者となるべき病院として次のとおり指定した。 公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五十五条第二項及び第四項第二号

香川県選挙管理委員会委員長 竹 﨑 克 彦

介護老人保健施設サンフラワー	名称
二高松市一宮町一五五六―	所 在 地
平成十八年三月十七日	指定年月日

誤

(香川県報第九三一九号) 目次中訂正

非 五 補 十		
	ー ペ l ジ	
Ē	上 史	
正	誤	
道路の位置指定	道路の位置指定の変更指定	

香

Ш

県

報

平成十八年三月二十四日

